

厚木市史たより

第33号

令和7年(2025)9月1日

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

厚木の則天文字

元厚木市史編集専門委員会委員
明治大学兼任講師 荒井 秀規

1 則天文字の銅印

則天文字は、中国史上唯一の女帝である唐の武則天（周を建国して在位六九〇～七〇五、持統四年～慶雲二年）が定めた新しい文字です（図1）。中国では、七〇五年に武則天が失脚して、その使用が停止されましたが（八三七年再度停止）日本では唐への憧憬のなかでその一部の使用が続き、有名なところでは、水戸黄門徳川光圀の名に使われ、京都市山科の本圀寺など光圀のゆかりの寺院名として今に伝われます。

漢字	則天文字	備考
照	𪛗	載初元年正月(689・12)制定
天	𪛖(元・西)	載初元年正月(689・12)制定
地	𪛘	載初元年正月(689・12)制定
日	𪛚・𪛛	載初元年正月(689・12)制定
月	𪛜・𪛝・𪛞→𪛟	載初元年正月(689・12)制定
星	𪛠	載初元年正月(689・12)制定
君	𪛡→𪛢	載初元年正月(689・12)制定
臣	𪛣	載初元年正月(689・12)制定
載	𪛥	載初元年正月(689・12)制定
初	𪛦	載初元年正月(689・12)制定
年	𪛧・𪛨	載初元年正月(689・12)制定
正	𪛩・𪛪・𪛫	載初元年正月(689・12)制定
授	𪛬・𪛭	天授元年九月(690・10)制定
證	𪛮・𪛯	證聖元年正月(694・11)制定
聖	𪛰	證聖元年正月(694・11)制定
國	𪛱	證聖元年(695)四月頃制定
人	𪛲	聖曆元年正月(697・12)制定
除	𪛳	『新唐書』・則天武皇后傳
幼	𪛴	清・吳任臣『字彙補』
生	𪛵	北宋『宣和書譜』
應	𪛶	清・吳任臣『字彙補』

図1 則天文字一覧

*(年・月)の西暦換算は、王維坤「則天造字と日本における「則天文字」の受容」(上田正昭編「古代の日本と渡来文化」)による。一部則天文字として認めない見解もある。

また、現在の人名でも、苗字は圀府寺さん、名前は圀彦・圀男・圀夫・圀弘・圀俊など、「圀」の字が使われてきました。この「圀」字の誕生については、従来の「國」は「クニを惑わす」に通じるとして、「或」に替えて武則天の「武」をクニ構えの中に入る字が考案されましたが、それでは「囚」人のように武則天を閉じ込めることにもなるので良くないとなり、最終的には八方世界を囲む「圀」の字が創造された、という逸話が唐の詩人張鷟がまとめた説話集『朝野僉載』に見えます。

さて、厚木市では、飯山から「證」の則天文字である「𪛮」の変形の「𪛯」を印面とする銅印が出土しています(図2)。総高三・六cm、印台高〇・七cm、印面三・九cm×三・九cmで、平安末期のものと想定されています(相羽勝「厚木市飯山出土の銅印」伊勢原市教育委員会『文化財ノート』二・一九九二年)。則天文字の印の出土例は全国的にも唯一のようです。

律令法では、印の大きさが公文書などを規定する公式令の天子神璽条に、定められています。それは、五位以上位記や諸国に下す公文に捺

される「内印」(天子神璽)が方三寸(約八・七cm)。六位以下位記や太政官文案に捺される「外印」(太政官印)が方二寸半(約七・三cm)。太政官に進上する公文(解)や案・移・牒などに捺される「諸司印」が方二寸二分(約六・四cm)。地方から都に進上する公文・案、調物(布ほか)に捺される「諸国印」が方二寸(約五・八cm)です。



図2 厚木市飯山出土の銅印 個人蔵

したがって、飯山出土の則天文字の銅印は、公印ではなく、それより小さな私印となるのでしょうか。もちろん字の意味としては証書・証明の「証」ですから、地元の豪族などが土地の売券などに捺したのではないのでしょうか。

実はこの銅印の印面は、左右が逆です。本来は捺印が「𪛯」となるのが正しいのですが、これは印面が「𪛮」となっています。これは、これでは捺したときの文字は左右反転してしまいます。おそらく、印面を彫るときに、則天文字の見本を見ながら、その珍しさにつられて、うっかり見たまま彫ってしまったのでしょう。その製作は相模国内か平安京か、それはわかりませんが、則天文字を使いこなした文化が厚木にあったことは確かです。

金剛寺採集瓦について

元厚木市史編集専門委員会委員

公益財団法人かながわ考古学財団 高橋 香

令和四年（二〇二二）十一月、神奈川県考古学会会長の岡本孝之氏より瓦を採集した連絡をうけ、相模の古代を考える会の研究会席上にて実見させてもらいました。採集場所は、飯山温泉の入口にある花の里、筑菊の展示場の畑の周辺（図6）とのことで、「飯山の金剛寺の門前で、飯山川と飯山観音からの合流地にあり、狭い範囲です。金剛寺については曾根さんの論文にあります。瓦は平瓦と丸瓦があり有段です。平瓦は無文です。厚手です」というメモをいただきました。実際に資料を確認したところ、資料は全部で六点あり、平瓦五点、丸瓦が一点でした（図7）。この採集された資料がどのようなものであるのか、瓦について状況を述べた後、この採集した瓦の位置づけについて少し考えてみます。

採集された瓦のうち、凸面に文様がわずかに確認される瓦は一点だけでした。凸面の特徴はナデ調整で、離れ砂が顕著なものです。側面はナデ調整で一面面取りをし、凹面には布目痕跡が明瞭に残っています。側面側などが残っていない資料も同様な凸面調整で、離れ砂が顕著な状態でした。わずかに残る文様は、格子の一部と考えられますが、残りが悪く全体像がわかりません。でも、中世瓦であることは間違いないようです。



図6 金剛寺瓦採集地点

丸瓦は、玉縁とよばれる部分が残っていました。凸面側はナデ調整、凹面側は布目痕跡が残っていました。側面の調整から判断するとこれも中世瓦であることがわかります。



図7 金剛寺採集瓦

金剛寺は、厚木市飯山に所在する寺院です。現在は曹洞宗の寺院で、室町以前は律宗の寺院であった事が文献等から明らかにされています。これまでに発掘調査は行われてはいませんが、境内から青磁片を含む中世瓦などが採集されている事から中世期の寺院があったと推定され、厚木市史でも紹介されています（『厚木市史』中世通史編）。

市史に掲載されている瓦の種類をあらためて概観してみましよう。軒丸瓦は右回りの巴文で、外区と内区の間には圈線を巡らし、外区は珠文がめぐっています。確認されている軒丸瓦の珠文の大きさはまちまちである事から、複数の瓦当范が存在していた可能性が高いです。軒平瓦は、内区の文様意匠は唐草文と剣頭文の二種が確認されています。剣頭文は下向きで陽刻タイプです。唐草文の軒平瓦は、中心飾り部分はよくわかりませんが、唐草の巻き具合が明瞭なパターンで、上下に唐草が四回反転するものの以外にも一種類が確認されています。

丸瓦は、有段の玉縁を持つもので、凸面はナデ調整のもの、わずかに縄叩きが残るものの二種が確認されています。平瓦は、凸面の叩き具の調整によって八種類に分類されます。Ⅰ類としたものは斜格子叩きのもので後述する同じ斜格子叩きのⅡ類と比較すると格子の四角が小さい叩きの平瓦です。離れ砂を多く使用したのででしょうか、瓦の表面に砂が多く付着しています。Ⅱ類はⅠ類より大きな斜格子叩きの瓦で、端面に「㊦」の刻印がみられるのが特徴です。Ⅲ類は、径が約四mm弱の円形の叩きで、側面には菱形紋の刻印があるものもみられます。Ⅳ類は横線の中に「大」か「六」といった文字ないしは文様を○の中に配します。Ⅴ類は方形の区画の中に陽刻の花紋を配しているもの、Ⅵ類は同じ方形の区画の中に陰刻の花紋を

配しているもの、Ⅶ類はⅥ類よりは一回り大きな陰刻の花紋のもの、Ⅷ類は叩きが確認されない、ナデ調整のもの、の以上八種が確認されています。今回みつかったのはこのⅧ類の瓦に相当します。

金剛寺の瓦の年代観としては、十二世紀代に該当する瓦は確認されていませんが、文献等で文永八年（一二七〇）の記載が多くみられる事からもこの時期を創建と考えられています。このころから境内が整備されていたことが考えられますが、金剛寺の瓦をみてみると、様々な胎土や焼成の瓦がある事から生産地は多様であった可能性が高いです。軒平瓦の頸の接合をみると、瓦当貼り付け技法で、唐草文の文様意匠が比較的稚拙ではなく精細な表現である事、外区と内区の間は圈線で区画され、外区に珠文を配置するところからも古い様相がみられ、総合的にみて十三世紀半ば～十四世紀前半頃の位置づけが妥当かと考えられます。また、同じ軒平瓦の剣頭文については、陽刻で下向きの剣頭文である事から、鎌倉の事例を引用するならば十三世紀後半～十四世紀中葉という位置づけが想定されます。無文の平瓦の時期を十四世紀後半～十五世紀前半以降として捉えられており、十三世紀中頃～十五世紀代までと一定期間の瓦の供給があった事が想定されます。この時期に瓦を使用する建物が県内には決して多くなく、その中で金剛寺において長期間の瓦の供給があったことは大きな意義があります。今後、発掘調査などが行われることによって、より仔細に金剛寺が明らかにされていくことでしょう。

厚木市史たより 第33号

令和七年（二〇二五）九月一日発行

編集 厚木市文化魅力創造課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町三二一七・一七

電話 〇四六・二二五・二二〇六〇

FAX 〇四六・二二三・〇〇四四

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しております。